## 「定年前後の手続き詳解離」

いよいよ定年です。あなた方の準備は万全ですか?

今まで長い間勤務してくれた労働者の方が定年(就業規則に基づく定年:

一般には満60歳)を迎えるときに使用者としてはどのような対応をしたら 良いのか、労働者としてはいつまで働き、年金の受け取り方をどのようにし たら良いのか等を分かりやすく解説いたします。

使用者の方、労働者の方、この講習会で定年前後の不安を払拭してください。

講 師 足立労務管理事務所

社会保険労務士・行政書士 足立光則 氏

日 時 平成31年 3月 8日(金)

午後1時30分~午後3時

場 所 東海市立商工センター 3階中会議室

対象者 定年前後の労働者を抱える使用者・定年前後の労働者

参加費 無料

定員 30名(定員になり次第締め切ります)

申込み 平成31年3月5日(火)までに

商工センター ☎0562-33-7772 へ